令和3年12月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和3年12月24日

決		裁	
局 長	係 長	係	担当
	局 長		

胎内市 農業委員会 総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月24日(金)午後3時30分から午後4時16分
- 2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室
- 3 出席委員

農業委員(13人)

会 長: 1番: 松村 孝市

委 員: 3番: 本間 浩 委 員: 4番: 南波 雅子 委 員: 5番: 澁谷 和幸 委 員: 6番: 栁澤 兵庫 委 員: 7番: 田村 信秀 委 員: 8番: 西奈美 公平 委 員: 9番: 藤村 信広 委 員:10番: 忠 貞夫 委 員:11番: 川上 勝之 委員:12番: 今井 輝子 委 員:13番: 馬場 勝 委員:14番: 安城 守英

農地利用最適化推進委員(6人)

委 員:中条:15番: 佐藤 隆

委 員:乙 :17番: 小泉 正

 委員:築地:19番: 小熊 威
 委員:築地:20番: 浮須 宗之

 委員:黒川:21番: 今井 明
 委員:黒川:22番: 片野 賀津雄

4 欠席委員(3人)

会長代理: 2番: 榎本 太

委員:中条:16番: 高橋 一栄 委員:乙:18番: 石栗 博美

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法の適用を受けない事実確認願いについて

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

第6号議案 胎内市農業振興の発展及び

農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長:榎本富夫、係長:高橋知也、主任:伊藤崇

7 会議の概要

議長

ただ今から、令和3年12月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、 会議は成立いたしました。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、9番藤村信 広委員、10番忠貞夫委員のお二人にお願いいたします。

次に日程第2、諸般の報告をいたします。

事務局報告願います。

事務局

それでは、ご報告いたします。

皆様のお手元にお配りしましたのは、11月の総会以降の行事等の内容であります。 12月1日、農業委員会北蒲原郡市連絡協議会役員会が新発田市北辰館で開催され、 会長が出席してございます。

12月7日から8日、新潟県女性農業委員等研修会及びにいがた女性農業委員の会第20回定例総会が新潟市東映ホテルで開催され、南波委員、今井輝子委員が出席してございます。

12月9日、赤川及び中村浜地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、 本間委員、浮須委員に案件を審査していただきました。

12月17日、苔実地区の農地あっせん審査会を市役所2階会議室で開催し、川上委員、小熊委員に案件を審査していただきました。

同日、11月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様に案件を 審査していただきました。

以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。

議長

以上で諸般の報告を終わります。

次に日程第3、議事に入ります。

始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた します。

事務局説明願います。

事務局

第1号議案をご説明いたします。

議案書1ページをお願いします。

第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が3件、贈与が1件、経営の拡大による売買が2件、新規経営による売買が1件の計7件であります。

1番の案件は、譲渡人からの要望により、長橋地内の田及び畑について売買するもので、面積の合計は4,707 ㎡、売買価格は総額○○円、10a 当たり約○○円であります。

2 番の案件は、経営の拡大により、赤川地内の田について売買するもので、面積は1,893 m²、売買価格は総額〇〇円、10a 当たり約〇〇円であります。

3番の案件は、経営の拡大により、加賀新地内の田について売買するもので、面積は2,020 ㎡、売買価格は総額○○円、10a当たり約○○円であります。

4番の案件は、譲渡人からの要望により、乙地内の畑について売買するもので、面積は29㎡、売買価格は総額○○円、10a当たり約○○円であります。

議案書2ページをお願いします。

5番の案件は、譲渡人からの要望により、平木田地内の畑について贈与するものであります。

6番の案件は、譲渡人からの要望により、中倉地内の畑について売買するもので、面積の合計は922㎡、売買価格は総額○○円、10a当たり約○○円であります。

7番の案件は、新規の経営により、築地地内の畑について売買するもので、面積の合計は 6,872 ㎡、売買価格は総額○○円、10a 当たり約○○円であります。

第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たして おります。

以上で説明を終わります。

議長 第1号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。

13番 それでは、ご報告いたします。

去る12月17日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員4名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。

第1号議案は、譲渡人からの要望による売買が3件、贈与が1件、経営の拡大による売買が2件、新規経営による売買が1件の計7件であります。

詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 1 号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は 挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長 賛成多数と認めます。

よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。

次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局 第2号議案をご説明いたします。

議案書3ページをお願いします。

第2号議案は、住宅建築のための転用が1件、通路拡幅及び駐車場敷地のための転用が1件の、計2件であります。

1番の案件は、村松浜地内の畑において、住宅を建築するための転用で、譲渡人は申請地の道路側において、平成4年に生垣及び令和元年にカーポートを建築しておりましたが、農地の一部であっても転用許可が必要であると認識しておりませんでした。今回、住宅を建築する際に、許可を受けずに農地を利用していたことが判明したものであります。今後はこのような違反等が無いよう、事前に相談・確認するなど再発防止に努める旨の顛末書が添付されていることを申し添えます。申請面積は193㎡、建築面積は72.35㎡、30年間の使用貸借を設定するものであります。

2番の案件は、黒川地内の休耕畑において、通路拡幅及び駐車場敷地を整備するための転用で、申請面積は332㎡、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。 第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。

下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。 以上で説明を終わります。

議長 第2号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願い します。

13番 それでは、ご報告いたします。

第2号議案は、住宅建築のための転用が1件、通路拡幅及び駐車場敷地のための転用が1件の、計2件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第2号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 2 号議案については県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。

(農業委員・挙手)

議長 賛成多数と認めます。

よって、第2号議案は許可することに決定いたしました。

次に、第3号議案「農地法の適用を受けない事実確認願いについて」を議題といた

します。

事務局説明願います。

事務局

第3号議案をご説明いたします。

議案書4ページをお願いします。

第3号議案は、新地目を山林とするものであります。

1番の案件は、桃崎浜地内の畑において、昭和40年代頃より山林化した農地であり ます。

申請者からの相談を受け、これまでの経緯の確認・現地調査などにより、山林化し農 地に復元することが困難であることから、「農地法の適用を受けない事実確認願い」に より「非農地」として取り扱うこととしたいため、ご提案するものであります。

下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

議長

第3号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願い します。

13番

それでは、ご報告いたします。

第3号議案は、新地目を山林とするものであります。詳細につきましては、事務局 説明のとおりであり、山林化し農地に復元することが著しく困難であることから「非 農地」と認められ、事前審査会では申請のとおり相違ないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告があ りましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第3号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに、賛成の委員は、 **挙手願います**。

(農業委員・挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第3号議案は、承認することに決定いたしました。

次に、第4号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。 この第 4 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転に ついて審議いたします。

事務局説明願います。

事務局

第4号議案の所有権移転について、ご説明いたします。

議案書5ページをお願いします。第4号議案の所有権移転は2件であります。

1番の案件は、赤川地内の田について、債務整理のため売り渡しを希望されたものであります。

譲受人は所有権取得後すぐに選定者が代表となる法人に利用権設定することとなっております。法人は認定農業者であり、あっせん譲受け台帳にも登録され、経営の拡大につながるものと期待できます。

今回のあっせんは、法人の構成員が、個人ではあっせん基準を満たしていなくても、所有権移転と利用権設定を同一の農用地利用集積計画で行われる場合に限り、あっせん事業によって構成員の個人が農地を取得できるものであります。面積は3 筆 12,762 ㎡、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。

2番の案件は、中村浜地内の畑について、譲受人は新たに胎内市で農業経営を営もうとする農地所有適格法人で、新潟市の認定農業者であります。新潟食料農業大学と連携し、砂丘地での農業経営を行うため畑を希望されたものであります。市が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想においても、砂丘畑における農業法人の育成が位置付けられていることから、あっせん譲受等候補者となったものであります。

本案件の農地は譲受人の希望する規模等に合致し、譲渡人も承諾されたことからこの農地を選定農地としたものであります。面積は6 筆4,355 ㎡、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり〇〇円であります。

第 4 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第 4 号議案の所有権移転のあっせん審査結果について、3 番本間浩あっせん審査委員長から報告をお願いします。

3番

第4号議案の所有権移転の1番及び2番についてご報告いたします。

去る12月9日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。

1番は、売り手より、債務整理のため、農地を売りたいと申し出がありました。買い手は、認定農業者である農地所有適格法人の代表取締役であり、法人は耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されていることから、選定いたしました。

2番は、買い手より、新潟食料農業大学と連携を行いながら、畑作での農業経営を広げていきたいため、築地地区の畑50a程度を買いたいと申し出がありました。買い手は、新潟市の認定農業者である農地所有適格法人で、耕作面積及び経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。売り手は、買い手が希望された地域及び規模の畑の所有者であり、今後、自作の予定がなく売買に承諾されたことから、選定いたしました。

なお、1番及び2番の売買価格は、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。 このことから、あっせん審査会では問題なく承認相当と判断いたしましたので、本 総会での審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 次に、第4号議案の所有権移転の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員 長から報告をお願いします。

13番 それでは、ご報告いたします。

第 4 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第4号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに 事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等あり ましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 4 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員: 举手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第4号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。

次に、第4号議案の利用権設定について審議いたします。

第4号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。

事務局説明願います。

事務局 第4号議案の利用権設定を、ご説明いたします。

議案書6ページをお願いします。

第4号議案の利用権設定の1番から112番は、農地集約により農地中間管理機構と賃借権及び使用貸借権を新規に設定するものが49件、農地集約により賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが12件、労力不足により賃借権を再設定するものが50件の、計112件であります。

1番から49番及び113番の農地集積につきましては、鍬江地内のほ場整備事業を契機として、事業実施前に、農地中間管理機構を活用して担い手に農地を集積する、地域集積協力金の集積・集約化タイプに取組むこととなり、経営転換協力金の対象となる方は4月総会で議決されましたので、それ以外の譲渡人50名が農地中間管理機構と

15年間の賃借権及び使用貸借権を新規に設定するものであります。こちらの賃借料については一括して説明させていただきます。

1番から5番は10a当たりの賃貸料は、10,000円から21,000円となっております。 6番から議案書14ページの49番は使用貸借権の設定であります。

今回の設定により、鍬江地内の人・農地プラン区域内における農地中間管理機構の活用率は86%となる予定であります。

50 番は、農地集積により認定農業者に 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、 10a 当たりの賃貸料は 23,000 円であります。

51 番から 54 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 21,000 円から 23,000 円、またはコシヒカリ 60 kgであります。

議案書15ページをお願いします。

55 番から 60 番は、労力不足により認定農業者等に 4 年間から 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 20,000 円から 28,000 円、またはコシヒカリ 60 kgから 90 kgであります。

議案書16ページをお願いします。

61 番と 62 番は、労力不足により農業者に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、 10a 当たりの賃貸料は 12,200 円または 12,400 円であります。

63 番から 66 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 21,000 円から 25,300 円であります。

議案書17ページをお願いします。

67番から72番は、労力不足により認定農業者等に3年間から20年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円から20,000円であります。

議案書 18ページをお願いします。

73 番から 78 番は、労力不足により認定農業者等に 1 年間から 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,100 円から 14,000 円、またはコシヒカリ 60 kgであります。

議案書 19ページをお願いします。

79 番から84 番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は28,000円、またはコシヒカリ90 kgから120 kgであります。

議案書20ページをお願いします。

85 番から90番は、労力不足により認定農業者等に5年間から10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は23,000円から26,000円、またはコシヒカリ120kgであります。

議案書 21 ページをお願いします。

91 番から 96 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料は 10,000 円から 16,000 円であります。

議案書22ページをお願いします。

97 番から 102 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を 再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 10,000 円、またはコシヒカリ 90 kgであり ます。 議案書23ページをお願いします。

103 番から 108 番は、労力不足により認定農業者に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 30 kgから 90 kgであります。

議案書24ページをお願いします。

109 番から 112 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を再設定するもので、10 a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 30 kgであります。

第4号議案の利用権設定の1番から112番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 第4号議案の利用権設定の1番から112番の事前審査結果について、13番馬場勝事 前審査委員長から報告をお願いします。

13番 それでは、ご報告いたします。

第4号議案の利用権設定の1番から112番は、農地集約により農地中間管理機構と賃借権及び使用貸借権を新規に設定するものが49件、農地集約により賃借権を新規に設定するものが1件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが12件、労力不足により賃借権を再設定するものが50件の、計112件であります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第4号議案の1番から112番の利用権設定について、事務局及び事前審査 委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお 受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第4号議案の利用権設定の1番から112番について、事前審査委員長報告のとおり 承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員:挙手)

議長 賛成多数と認めます。

よって、第4号議案の利用権設定の1番から112番は、承認することに決定いたしました。

次に、第4号議案の利用権設定の113番について審議いたします。

なお、○○番○○委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。

(議事参与委員・退室)

議長
それでは、事務局説明願います。

事務局 第4号議案の利用権設定の113番をご説明いたします。

113番は、農地集約により農地中間管理機構と使用貸借権を新規に設定するものであります。

第4号議案の利用権設定の113番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長 第4号議案の利用権設定の113番の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願いします。

13番 それでは、ご報告いたします。

第4号議案の利用権設定の113番は、農地集約により農地中間管理機構と使用貸借権を新規に設定するものであります。

詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

議長 ただ今、第4号議案の利用権設定の113番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長 質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第4号議案の利用権設定の113番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(農業委員: 挙手)

議長 賛成多数と認めます。

それでは、ここで○○委員に入室していただきます。

(議事参与委員・入室)

議長 第4号議案の利用権設定の113番については、承認することに決定いたしました。 次に、第5号議案「胎内農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題

といたします。

事務局説明願います。

事務局

第5号議案について、ご説明いたします。

議案書 25 ページをお願いします。

第 5 号議案は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第三条の二に基づき、農業振興地域整備計画を変更する際は、市町村長は農業委員会の意見を聴くものとすると定められていることから、本総会にて意見を伺うものであります。

1番の案件は、令和5年度着工予定の県営経営体育成基盤整備事業鍬江地区の対象区域として整備するため、47名107筆を農用地区域に編入するものであります。

申請地は、基盤整備事業の対象地として区画の拡大や農道の拡幅、用排水の整備等が行われることで、農作業の効率化、担い手への集積・集約化が図られることが考えられます。

30ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。以上で説明を終わります。

議長

第5号議案の事前審査結果について、13番馬場勝事前審査委員長から報告をお願い します。

13番 それでは、ご報告いたします。

第5号議案の農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、基盤整備事業により農作業の効率 化、担い手への集積・集約化が図られることから、事前審査会では特に支障はないと 判断し、「特に支障なし」との意見を付すことといたしましたので、本総会でのご審議 をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今、第 5 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第 5 号議案について、事前審査委員長報告のとおり「特に支障なし」と意見を付することに、賛成の委員は挙手願います。

(農業委員:挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第5号議案は、「特に支障なし」と付することに決定いたしました。

次に、第6号議案「胎内市農業振興の発展及び農地等利用最適化の推進施策に関する意見書について」を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局

第6号議案について、ご説明いたします。

議案書31ページをお願いします。

第6号議案は、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、市に対し、農地等利用 最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。意見については11月総会 後に意見書策定委員会を開催し、この度意見書として取りまとめましたのでお諮りす るものであります。

議案書32ページをお願いします。

意見書の1番は、人・農地プランと連携して守るべき農地の情報共有を関係機関と協力して行うようにするものです。

- 2番は、米政策について主食用米のコスト低減・支援策を求めるものです。
- 3番は、兼業農家・小規模農家の支援とグループ営農の推進を求めるものです。
- 4番は、新規就農者の支援とその情報発信を行うことについてです。
- 5番は、遊休農地対策、特に葉タバコの廃作に関する支援と販路拡大、また遊休農地 解消のための情報提供を行うことを求めるものです。
 - 6番は、鳥獣害対策の総合的な対策の実施を求めるものです。

この意見書につきましては、総会で承認いただいた後、日程調整を行い、会長から市 長に意見書を手渡す予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今、第6号議案について、事務局から説明がありましたが、この件について、 ご質問等ありましたらお受けいたします。

(質疑・なしの声)

議長

質問等がないようなので、これで質疑を終わります。

これより採決をいたします。

第6号議案について、承認することに賛成の委員は挙手願います。

(農業委員:挙手)

議長

賛成多数と認めます。

よって、第6号議案は承認することに決定いたしました。

これで、本日の全ての日程を終了いたしました。

これを持ちまして、令和3年12月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、	相違ないことを証するため署名します。
令和3年12月24	日

議	長			
9	番			
10	釆			